

令和 8 年度

生活指導の手引き

《危機管理マニュアル》

19 東京都板橋区立赤塚第三中学校

お 願 い

- いつでも手にとって見られるようにしておいてください。
- ときどき読んでイメージトレーニングをしてください。
- 気づいたことがあったら生活指導部まで知らせてください

目	次
---	---

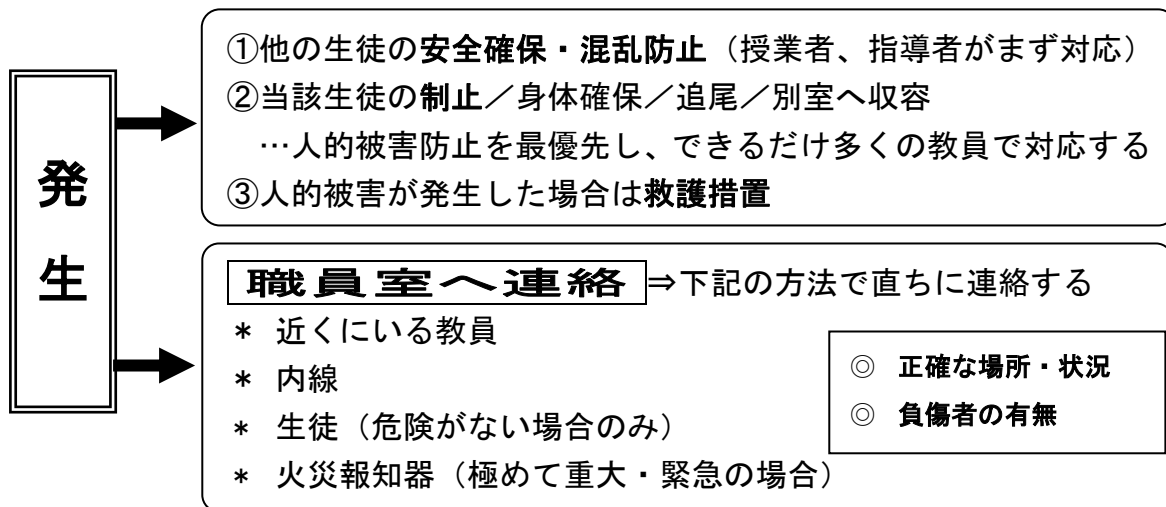
1	生徒の粗暴行為への対応	3
2	不審者の侵入への対応	8
3	校外における事件・事故への対応	12
	(1) 不審者・痴漢・暴漢・ひったくり等の通報があった場合 (2) 迷惑行為・喫煙・喧嘩・窃盗等の通報があった場合。 (3) 交通事故等の通報があった場合 (4) 手紙・電話・メール・ネット等による迷惑行為の通報があった場合	
4	重大な受傷事故・急病発生への対応	14
5	火災発生時の対応	18
6	大地震発生時の対応	21
7	地震警戒宣言発令判定会招集時の対応	24
8	風水害発生時の対応	25
	生徒引き渡し・緊急時連絡カード	26
	集団下校地域班編制	27
	* 関係諸機関一覧	28
	* 不審者侵入の状況・対応についての記録用紙	29

<資料>

様式1	日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】	30
様式2	学校施設・設備の安全点検リスト F A X 送信書	31
様式3	東海地震注意情報・予知情報・警戒宣言への 対応状況報告書 F A X 送信書	32
様式4	地震発生時における被害状況等の報告 F A X 送信書	33
様式5	大地震による被害状況詳細報告 F A X 送信書	34
様式6	学校教育活動再開見通し報告 F A X 送信書	35

1 生徒の問題行動への対応

☆予防的取組 集会等での講話および日頃からの全職員による細やかな生徒指導



対応態勢・対応措置

規模が大きな場合 ⇒ **緊急放送**

『副校長先生、相談室にお客様です』

⇒警戒態勢（本部設置）／生徒安全確保（授業者・指導者）

生徒指導中以外の教職員は職員室集合

本部（全体指揮）

[校長、副校長、（職員室）]

- * 状況把握、指揮、人員配置
- * 当該生徒および他の生徒への対応指示
- * 保護者等への対応指示
- * 関係機関への連絡・通報等

生命が脅かされる恐れのある場合のみ
『学校110番』運用マニュアル参照

110番／119番

緊急通報ボタン

情報・連絡

[副校長、生活指導主任、学年主任]

- * 情報の収集・整理・伝達⇒校内放送等活用

現場応援

- * 当該生徒への対応⇒現場へ急行（複数教員、複数経路）

生徒管理

- * 他生徒の保護・掌握・管理⇒現場、各教室等へ急行（人員確認、混乱防止）

救護（必要に応じて）

[養護教諭 +]

- * 負傷者の救護⇒現場等へ急行（応急手当、救命処置、救急車等依頼⇒本部）

保護者連絡（必要に応じて）

- * 関係保護者・担当教員への連絡調整、受入場所の設定、案内、対応等

誘導（必要に応じて）

- * 警察車両・救急車等の誘導、警官・救急隊員等の誘導…正門で待機

当該生徒への措置

校内での指導

- * 必要に応じて、学年会、職員会議等を持ち、共通理解のもとに指導にあたる。
- * 日頃から情報交換を十分に行い、共通理解を深め、指導方針を確認しておく。
- * 再発防止のために、問題行動を見落とさずに、厳格な指導を継続する。
- * どの教員も、どの生徒に対しても、同じ方針で対応する。
- * 指導に従わない場合は出席停止も検討する
- * 指導内容および事例の詳細は確実に記録する。
- * 事例および指導の概要は全教員に周知させる。

家庭への対応

- * 家庭にも十分な指導を要請する。
- * どの教員も、どの家庭に対しても、同じ方針で対応する。
- * 非常識な保護者等に対しては毅然とした態度で対応し、理不尽な要求は断固として拒否する。
- * 被害者の家庭には、被害届け提出等法規にのっとった対応を取るよう要請する。
- * 悩んでいる保護者には関係機関との連携も含め可能な限り十分な支援を行う。

警察との連携

- * 暴力・器物損壊等の違法行為は警察への通報を原則とする。
- * 生活指導主任を中心に日頃から連絡を密にしておく。

家庭裁判所・児童相談所等との連携

- * 関連生徒については生活指導主任を中心に日頃から連絡を密にしておく。
- * 措置等に関する要望は積極的に伝えていくようにする。

他生徒への措置

混乱防止、安全確保、流言飛語予防等の観点から必要に応じて以下の対応をする。

- * 状況についての説明
- * 今後の行動指示・指導
- * 下校指導
- * 通学路巡回・立番

状況に応じて、クラス指導・学年指導・全校指導を行う。

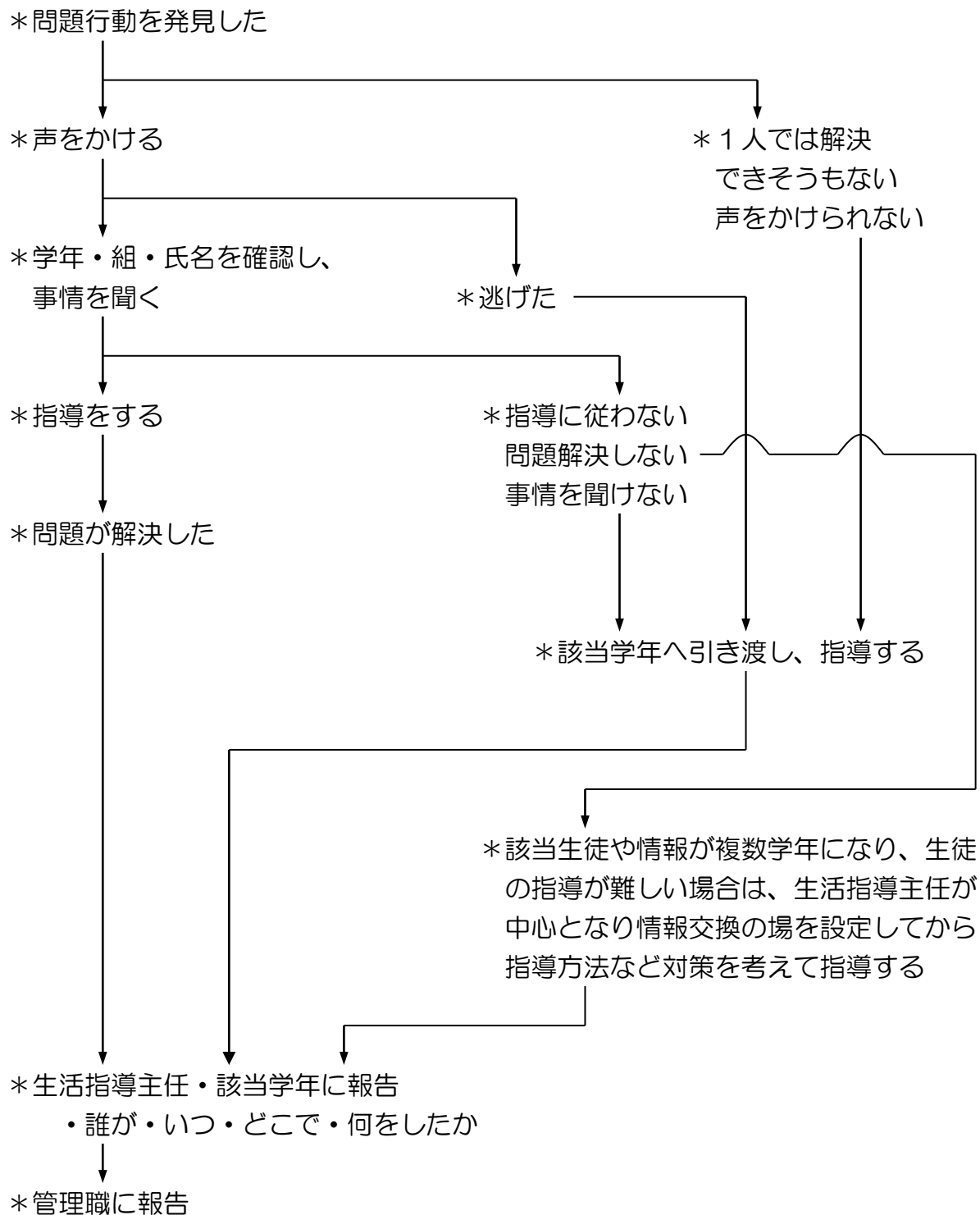
外部からの照会に対しては原則として管理職が対応する

その他必要に応じて

- * 被害者への見舞い・支援
- * 被害者の診断書取得⇒被害届
- * 保護者への説明
⇒ 大きな不安や混乱が予想される場合は、保護者説明会等を開いて十分に説明する。
- * マスコミの対応
⇒ 対応は管理職に一本化。他の職員は一切対応しない。
マスコミに対しては、教育活動を妨げることはないよう申し入れる。
生徒・保護者に対しては落ち着いて節度ある対応をするよう伝える。

【実際の対応例】

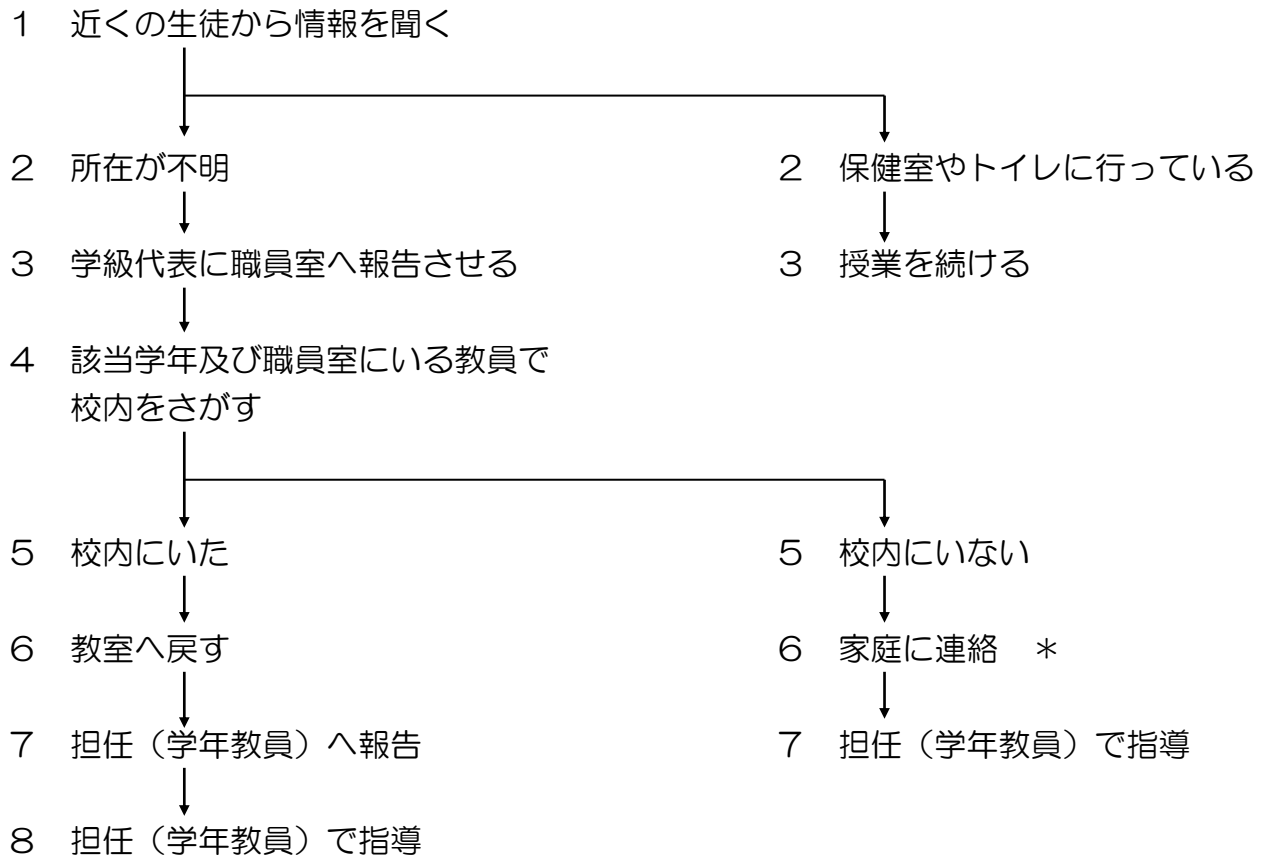
〈問題行動生徒を発見した場合〉



◎情報は正確に報告する

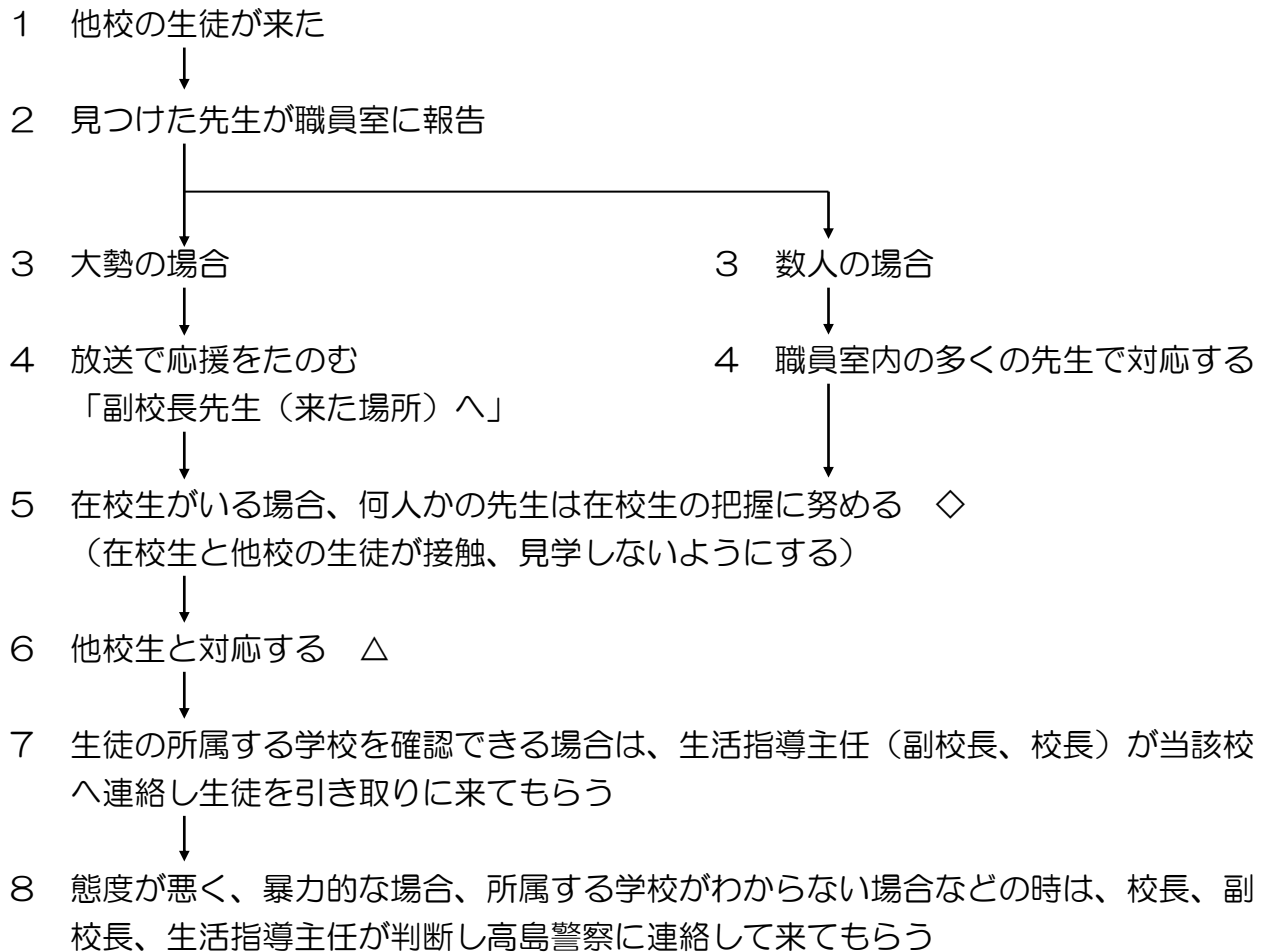
◎情報を聞いたら、該当学年は現場に行くことを第一優先とする

〈授業に行ったら生徒がいない場合〉



* 家庭に連絡をして所在が確認された場合、再登校で授業を受けるか早退とするか相談し対応する。所在が確認できない場合、帰宅したらすぐ学校へ連絡を入れてもらうようにお願いします。

〈他校の生徒が来た場合〉



△他校生への対応

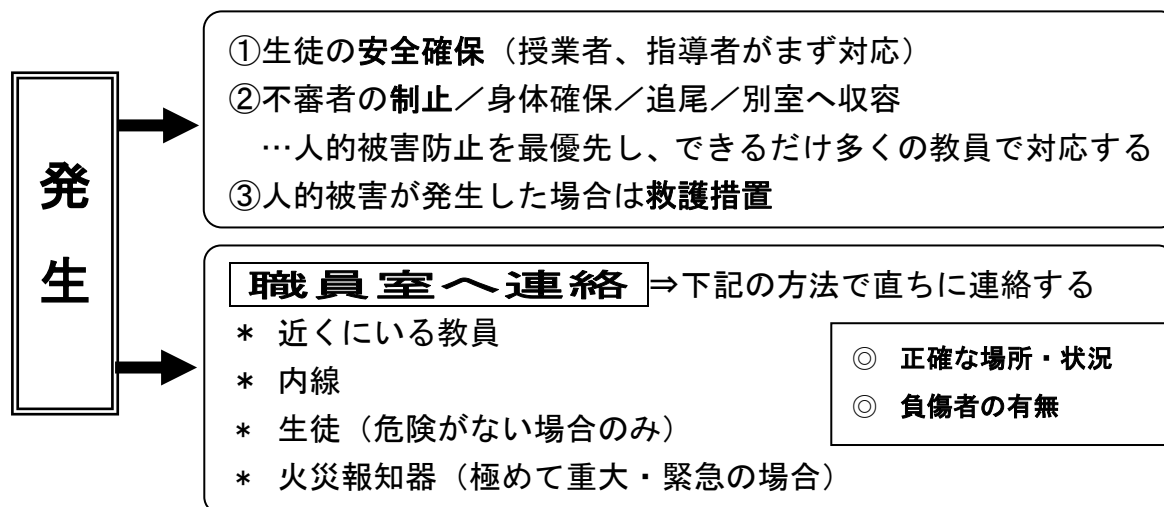
- ・むやみに敷地内へ入れない
- ・用件、学校名、氏名を聞く
- ・他校へ来てはいけなと説明し、帰らせる
- ・素直に帰った場合、生活指導主任（副校長、校長）を通して相手の学校に連絡を入れる
- ・帰らない場合は7以降の対処をする

◇在校生への対応

- ・授業中の場合→先生が各階へ行き、窓越しに外を見させない、他校生と接触させない
興奮させないように指導する
- ・放課後の場合→下校させず、校舎内に生徒を戻ししばらく待たせる、他校生を帰した
後しばらくたってから集団で下校する、絡まれても相手にしないなど
注意を与えてから下校

2 不審者の侵入への対応

☆予防的取組 集会等での講話・不審者対応訓練および日頃からの全職員による警戒



対応態勢・措置

緊急放送 『副校長先生、相談室にお客様です』

⇒警戒態勢（本部設置）／生徒安全確保（授業者・指導者）

生徒指導中以外の教職員は職員室集合

- * 状況把握、指揮、人員配置
- * 生徒への対応指示
- * 保護者等への対応指示
- * 関係機関への連絡・通報等
- * 板橋区教育委員会に随時報告、連絡

生命が脅かされる恐れのある場合のみ

『学校110番』運用マニュアル参照

情報・連絡

110番／119番

緊急通報ボタン

- * 情報の収集・整理・伝達⇒校内放送等活用
- * 指揮の補佐

現場応援（救護）

- * 不審者への対応⇒現場へ急行（複数教員、複数経路で）

救護（必要に応じて）

〔養護教諭＋

〕

- * 負傷者の救護、応急手当、救命処置、救急車等依頼⇒本部
⇒現場等へ急行（トランシーバー・救急キット・担架等携行）

生徒保護（避難・誘導・人員確認）

- * 生徒の保護・誘導・管理⇒現場、各教室、避難経路、避難場所等へ急行

保護者連絡（必要に応じて）

- * 関係保護者・教員への連絡調整、受入場所の設定、案内、誘導、対応等

誘導（必要に応じて）

- * 警察車両・救急車等の誘導、警官・救急隊員等の誘導…正門で待機

不審者への措置（複数で対応する）

1 生徒から隔離する（現場と連携して本部がすばやく指示を出す）

- ① 生徒の安全を最優先に考え、生徒を安全な場所へ避難させ保護する。
- ② 不審者をいたずらに刺激して興奮させることのないように留意する。
- ③ 不審者の動向に十分に注意しながら、生徒のいない場所へ誘導する。
- ④ 不審者とは距離を保ち、側方ないし後方に位置して常に監視する。
- ⑤ 突然の攻撃や逃走を予防するため、不用意に前方に位置することは避ける。

2 侵入の意図を確認する（安全第一・無理をしない）

- ① 可能であれば事情を聞き、説明・説得・指導等を行う。[校長・副校長を中心に]
- ② 指示に従わない・反抗的な言動・粗暴な態度などに対しては、警察へ通報する旨を警告し、それでも従わない場合は警察に通報する。
*暴力行為・破壊行為等が発生または予想される場合は直ちに警察に通報する。

3 危険を排除する（安全第一・無理をしない）

- ① 危険が予想される場合はただちに避難し、警察に通報する。
- ② 凶器・危険物などに注意し、さすまた等を準備して不測の事態に備える。
- ③ 攻撃を回避できない場合は、さすまた・椅子・ほうき等を用いて防御・反撃する。

4 校外へ退去させる（安全第一・無理をしない）

- ① 危険な行為・妨害行為・不法行為等が見られた時は直ちに退去するよう指示する。
- ② 指示に従わない・反抗的な言動・粗暴な態度などに対しては、警察へ通報する旨を警告し、それでも従わない場合は警察に通報する。
*暴力行為・破壊行為等が発生または予想される場合は直ちに警察に通報する。

他生徒への措置

混乱防止、安全確保、流言飛語予防等の観点から必要に応じて以下のような対応をする。

- * 状況についての説明
- * 今後の行動指示・指導
- * 下校指導
- * 通学路巡回・立番

状況に応じて、クラス指導・学年指導・全校指導を行う。

外部からの照会に対しては
原則として管理職が対応する

その他必要に応じて

- * 被害者への見舞い・支援
- * 被害者の診断書取得⇒被害届
- * 保護者への説明
⇒ 大きな不安や混乱が予想される場合は、保護者説明会等を開いて十分に説明する。
- * マスコミの対応
⇒ 対応は管理職に一本化。他の職員は一切対応しない。
マスコミに対しては、教育活動を妨げる
ことのないよう申し入れる。
生徒・保護者に対しては落ち着いて節度
ある対応をするよう伝える。

【実際の対応例】

不審者の侵入を防止するために、原則として生徒登校後に正門および西門は閉めておく（施錠はしない）。中央玄関および7年生玄関の外側の扉は閉め、施錠をする。来校者はすべて東玄関を通して校舎内に入るようにしておく

1 プレートをつけていない来校者がいる

2 声をかけて、用件をたずねる◎1

3 用件が明らかで正当な場合

4 用件のある場所へ案内する、
または、事務室横のノートに
記入してもらう

◎1 不審者かどうか見分けるポイント

- ・用件が答えられる
- ・保護者なら生徒の学年・組・氏名が答えられる
- ・教職員に用件なら、氏名、学年、担当教科が答えられる など

◎2 次のような場合110番通報

- ・受付を無視して、無理に侵入する
- ・退去の説得に応じようとししない
- ・暴力的な言動をする

3 用件が明らかでない場合

4 相手の言葉や態度に注意して（身を守れる距離を置く）丁寧に退去するように説得する ◎2

5 退去しても再び侵入する可能性があるため、敷地外に退去したことを見届けて門を閉める

6 再度侵入する場合もあるため、教職員数名は門のあたりで暫く様子を見る

7 再度侵入した場合、生徒の安全を確保し、侵入者を相談室や校長室などに隔離
（凶器や不審物を持っていない場合のみ）

8 複数の教員で、言動、間合いを取りながら、退去の説得をする

9 退去に応じない場合110番通報

7 校長、副校長、生活指導主任に報告
（区教委、近隣の学校へ報告）

不審者は奥へ先に案内し、対応者はあとから入り口近くに位置し、入り口は開けておく

★負傷者が発生した場合→P14へ★

〈明らかに危害を加える不審者侵入の場合〉

凶器（刃物、棒、銃、ガソリンのような液体等）や異常に大きな荷物を持ち不審な行動を取っている場合は明らかに危害を加えようとしているため直ちに110番通報する

- 1 不審者侵入の場合、所持品に注意する
- ↓
- 2 身の安全を図りながら、他の職員へ連絡する（原則として生徒は使わない）
- ↓
- 3 110番通報をすると共に、生徒を安全な場所（校庭など）へ避難させる
- ↓
- 4 不審者が興奮しないように、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ（凶器を隠し持っている場合もあるため、手の動きに注意する）
- ↓
- 5 警察による逮捕

〈生徒の安全を守るために〉

不審者が侵入してきた場合で隔離できず、校舎内や敷地内で暴力行為を働き抑止できない場合、被害が拡大しないように校具などを用いて警察の到着まで生徒の身の安全を守る。（生徒から注意をそらさせ、不審者を引き離すことで被害の拡大を防止しながら、警察の到着を待つことが防御の目的）

- 1 不審者の進入を確認した
- ↓
- 2 応援を求める（大声を出す、火災警報機を鳴らす、校内放送で知らせる）
- ↓
- 3 身近なもの（モップ、机、いす、消火器）で不審者との距離をとり移動を阻止する
- ↓
- 4 その他の教員は生徒を掌握し、安全を守る
- ↓
- 5 避難の誘導をする

←（突然の不審者侵入の場合は●の対応から始める）

●授業中の場合は授業担当者が、授業以外の場合はあらかじめ分担した担当者が掌握

教室への侵入が低い場合

↓
すぐ避難できるように教室で待機

↓
避難の指示に従って生徒を誘導する

教室への侵入のおそれがある場合

↓
生徒と不審者の間に教職員が入り、
両者を引き離し、生徒を職員室など
の大人の多い場所へ避難させる
（校庭へ避難させる）

＊ 板橋区教育委員会に随時報告、連絡

★負傷者が発生した場合→P 14へ★

3 校外における事件・事故への対応

☆**予防的取組** 集会等での講話・不審者対応訓練および日頃からの全職員による諸注意

(1) 不審者・痴漢・暴漢・ひったくり等の通報があった場合

- ＊ 現場からの連絡の場合、生徒には近辺の商店や知人宅等に避難する等の安全確保を指示し、教員が（できるだけ複数で）現場に急行して保護・巡回等の対応をする。
- ＊ 事後連絡の場合も、生徒の安全確保のために学区域巡回等の措置をとる。
- ＊ 警察には直ちに通報する。受傷等があれば消防にも通報する。
- ＊ 保護者には確実に連絡し、正確な情報を伝えて、助言や支援を行う。
- ＊ 必要に応じ、生徒や家庭に注意を呼びかけ、自衛策や対策を指導する。

(2) 迷惑行為・喫煙・喧嘩・窃盗等の通報があった場合。

- ＊ 原則として、教員が（できるだけ複数で）現場に急行して対応する。
- ＊ 必要に応じて保護者に連絡し現場に来てもらう。
- ＊ 現場で対応しきれない場合は学校に連れてきて事情聴取・指導・家庭連絡等を行う。
- ＊ 学校で対応しきれない場合は保護者または警察に対応を依頼する。
- ＊ 暴力・窃盗・恐喝・無免許運転・暴走行為等の違法行為は警察へ通報する。
- ＊ 他校生徒や卒業生が関係している場合はその所属先とも連絡をとって対応する。
- ＊ 保護者には確実に連絡し、再発防止のための指導要請・助言・支援等を行う。
- ＊ 必要に応じ、全校指導・学年指導などを行う。

(3) 交通事故の対応

- ＊ 交通ルールや登下校時の安全についての指導を日頃から徹底する。
- ＊ 緊急連絡先や既往歴などの把握と共通認識をもっておく。
- ＊ 医療機関の連絡先一覧を職員室に掲示しておく。
- ＊ 現場からの連絡の場合、教員が（できるだけ複数で）現場に急行し、情報の収集、学校への連絡、他の生徒の指導、病院への付き添い等の対応をする。
- ＊ 全体指揮は校長が行い、情報の連絡や伝達、人員配置は副校長、生活指導主任、学年主任が中心となっていく。
- ＊ 救護が必要な場合は養護教諭を中心に必要な応急手当を行う。
- ＊ 警察・消防への通報の有無を確認し、未通報の場合は直ちに通報する。
- ＊ 保護者には速やかに連絡する。（発生状況、傷病程度、医療機関等の案内など）
- ＊ 事後連絡の場合は、情報を収集し、状況を確認して適切な措置をとる。
- ＊ 校長より教育委員会に状況報告を行う。
- ＊ 本人、保護者への支援を教育委員会と連携し適切な配慮のもとに行う。
- ＊ 外部からの照会には原則として管理職が対応する。
- ＊ 安全確保などの観点から、状況に応じて学級指導、学年指導、学校全体指導を行う。

(4) 手紙・電話・メール・ネット等による迷惑行為の通報があった場合

- * 相手（実行者）が特定できれば、事情聴取・指導を行う。
（メール・ウェブのログを証拠として保存しておく）
- * 相手（実行者）が特定できない場合は、朝礼等で全体指導を行う。
- * 状況によっては、インターネット等の事業者や管理者に対応を要請する。
- * 悪質なものについては警察にも相談する。
- * 『学校だより』『学年便り』等で家庭にも注意を喚起し、指導監督を呼びかける。

- 学校は現場や関係機関との情報交換を密にし、情報を整理分析し適切な対応をとる。

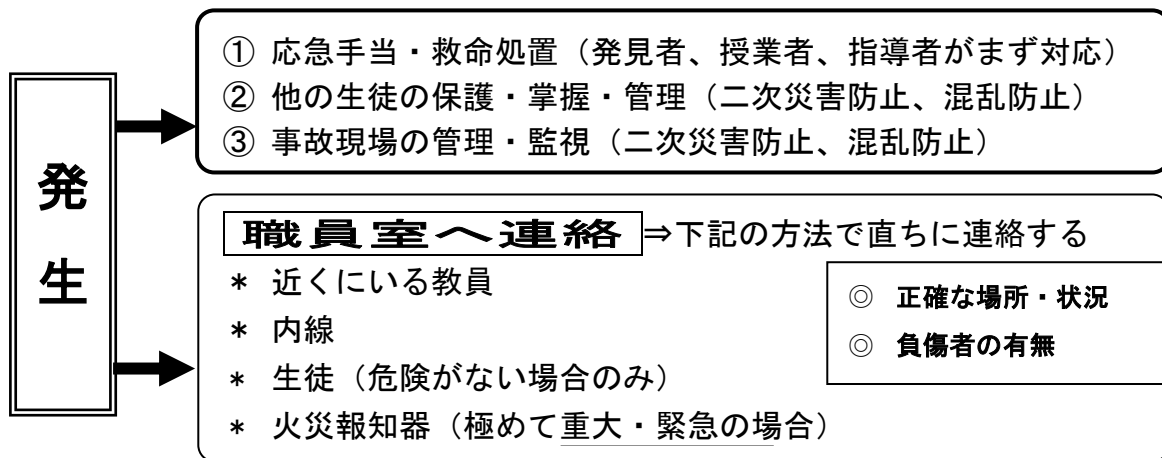
★★ 板橋区教育委員会報告、連絡

- 情報は原則として全教職員が共有し、的確かつ迅速な対応ができるようにしておく。
- 保護者や関係機関との連絡にあたっては、個人情報保護に留意しつつ、必要事項を正確かつ迅速に伝えられるよう配慮する。
- 学校外からの照会に対しては、不用意に回答しないよう留意する。
⇒連絡先を聞いて、当該家庭に伝える。または、学校から連絡をいれる。
⇒公的機関からの照会の場合であっても、連絡先を聞いて、折り返し学校から連絡をいれるようにすることを原則とする。
- * 特に、特別な事情のある生徒については、全教職員に周知徹底させておく。
- 被害生徒およびその保護者に対しては、不安・焦燥・混乱等の心情に十分配慮し、それらの心情を和らげるような対応を心がける。また、支援に関しては、学校（行政）として可能なことと不可能なことを明示し、十分な配慮のもとに実施していく。

4 重大な受傷事故・急病発生への対応

(主に、頭頸部外傷、熱中症、食物アレルギー対応も以下に準ずる)

☆予防的取組 集会等での講話・不審者対応訓練および日頃からの全職員による諸注意



対応態勢・対応措置

大事故発生時・負傷者多数発生時には

緊急放送

『副校長先生、相談室にお客様です』

⇒警戒態勢 (本部設置) / 生徒安全確保 (授業者・指導者)

生徒指導中以外の教職員は職員室集合

本部 (全体指揮)

[校長、副校長 (職員室)]

- * 状況把握、指揮、人員配置
- * 生徒・保護者等への対応指示
- * 関係機関への連絡・通報等

119番
(110番)

情報・連絡

[副校長、生活指導主任、学年主任]

- * 情報の収集・整理・伝達⇒校内放送等活用
- * 指揮の補佐

救護

[養護教諭 +]

- * 負傷者の救護、応急手当、救命処置、救急車等依頼⇒本部
⇒現場等へ急行 (救急キット・担架等携行)

現場管理

- * 事故現場等の管理⇒立入禁止措置、危険排除、警戒監視等

生徒保護 (避難・誘導・人員確認)

- * 生徒の保護・掌握・管理⇒現場、各教室、避難経路、避難場所等へ急行

保護者連絡 (必要に応じて)

- * 関係保護者・教員への連絡調整、受入場所の設定、案内、誘導、対応等

誘導 (必要に応じて)

- * 救急車・救急隊員 (消防・警察車両、人員) の誘導、…正門で待機

負傷者・病人への措置

1 受診をためらわない⇒少しでも不安があれば病院へ（救命最優先）

- ① 養護教諭、救急講習受講者等を中心に速やかに適切な応急処置・救命処置を行う。
- ② 医師による診断・処置が必要な場合は速やかに病院に連れて行く。
 - * 原則として、病院には教職員が同行する。
 - * 同行した教職員は学校（本部）との連絡を密にする。
 - * 本部は情報を収集整理し、照会には即答できる態勢をとって待機しておく。
- ③ 大量出血、頭部強打、意識障害、呼吸障害など危険な所見が見られる場合はためらわずに救急車を呼ぶ。
 - * 原則として、病院には教職員が同行する。
 - * 同行した教職員は学校（本部）との連絡を密にする。
 - * 本部は情報を収集整理し、照会には即答できる態勢をとって待機しておく。
- ④ 保護者には直ちに連絡し、できるだけ早く当該生徒と合流できるよう適切な指示および支援を行う。

2 本人・保護者の身になって誠実に対応する。

- ① 本人・保護者の不安・焦燥・混乱等の心情に十分配慮し、それらの心情を和らげるような対応を心がける。
- ② 本人・保護者への支援に関しては、学校（行政）として、できることとできないこととを明示しながら、十分な配慮のもとに実施していく。
- ③ 本部は、常に情報を収集し、正確かつ最新の情報をすばやく適切に伝えられるように検討し、整理しておく。
- ④ 個人情報の保護には十分留意し、外部からの照会には本部が対応する。

他生徒への措置

混乱防止、安全確保、流言飛語予防等の観点から必要に応じて以下のような対応をする。

- * 状況についての説明
- * 今後の行動指示・指導
- * 下校指導
- * 通学路巡回・立番

状況に応じて、クラス指導・学年指導・全校指導を行う。

**外部からの照会に対しては
原則として管理職が対応する**

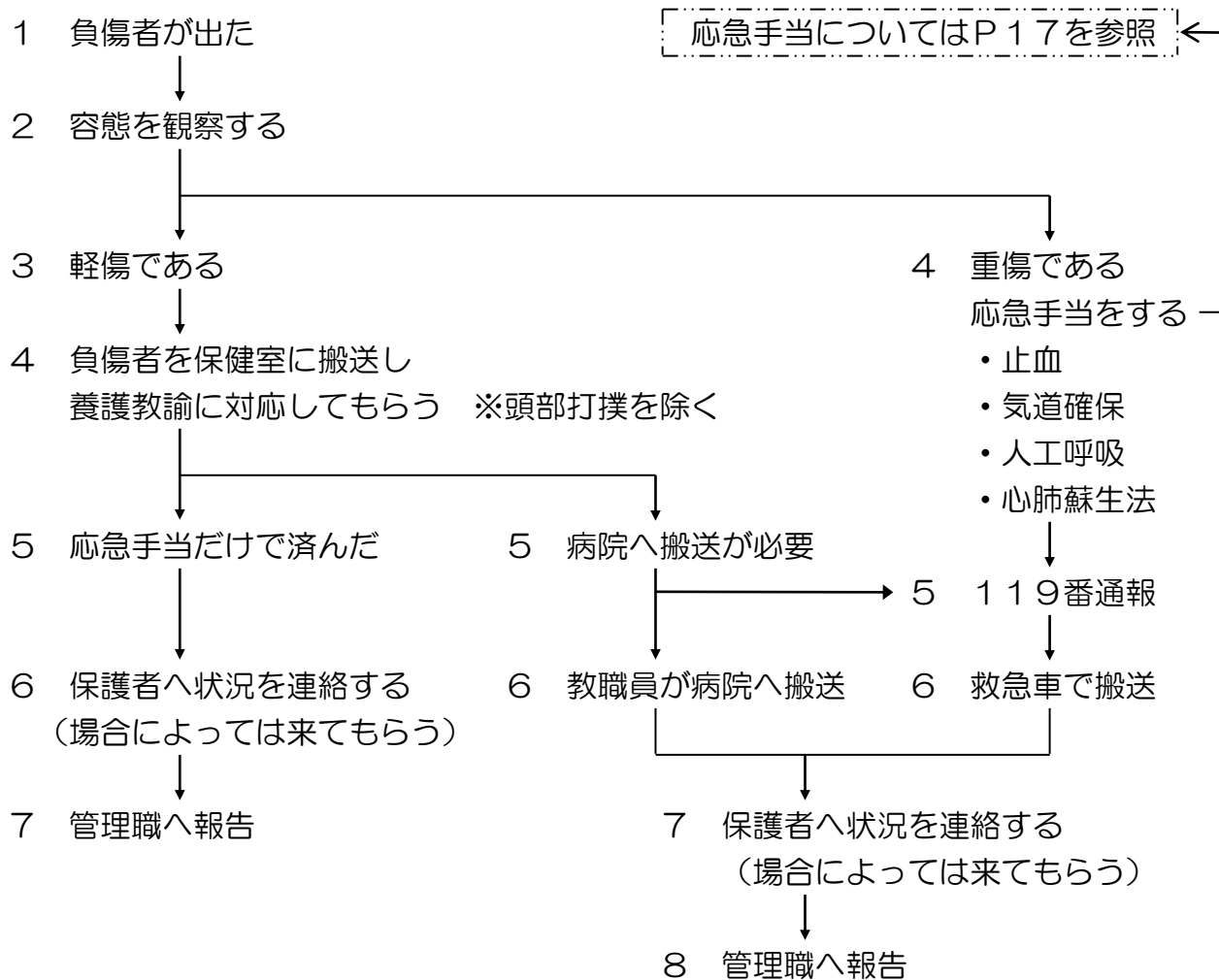
その他必要に応じて

- * 被害者への見舞い・支援
- * 被害者の診断書取得⇒被害届
- * 保護者への説明
 - ⇒ 大きな不安や混乱が予想される場合は、保護者説明会等を開いて十分に説明する。
- * マスコミの対応
 - ⇒ 対応は管理職に一本化。他の職員は一切対応しない。
マスコミに対しては、教育活動を妨げることはないよう申し入れる。
生徒・保護者に対しては落ち着いて節度ある対応をするよう伝える。

【実際の対応例】

〈負傷者が発生した場合〉

生徒や教職員に負傷者が出た場合には、迅速に119番通報し、救急車を要請する必要がある場合がある。

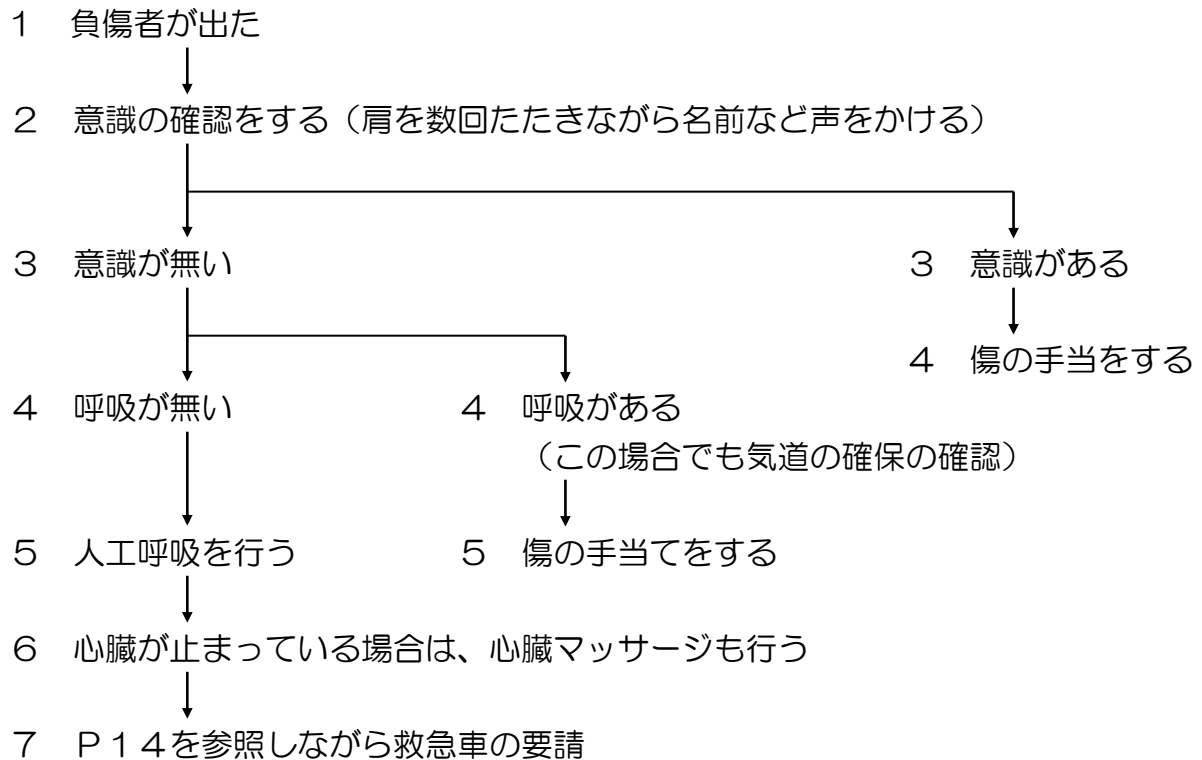


★★ 板橋区教育委員会に報告、連絡

負傷者が出た場合には対応した職員が記録用紙に記入をしておくこと

記録用紙は職員室後ろの出席簿下の引き出しにある

〈応急手当について〉



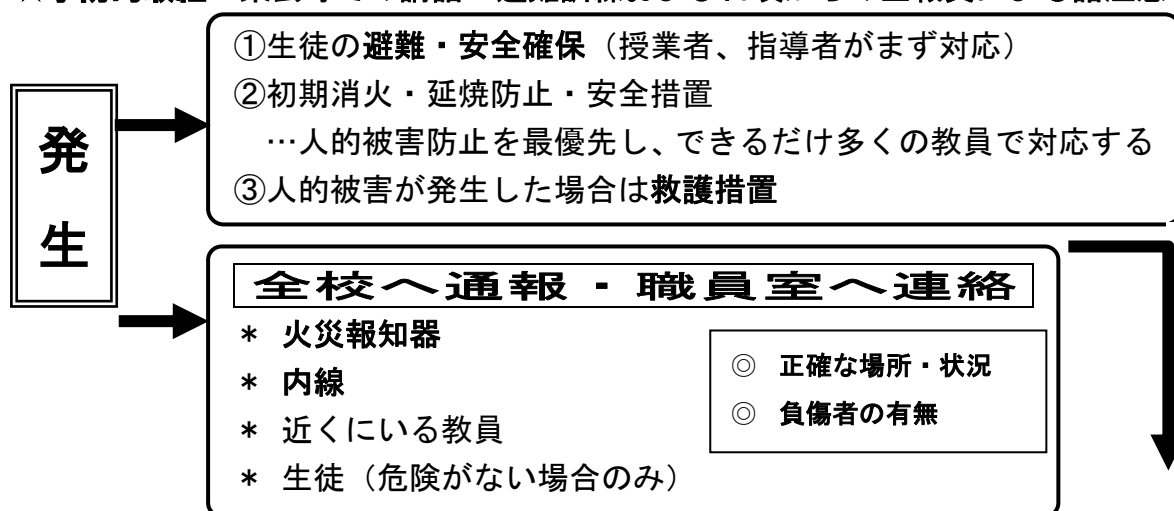
【未然防止・危機発生に備えた対策】

- * 重大な受傷事故・急病発生は保健室対応だけでなく、学校全体で対応することを意識し、日頃から校内研修を実施する。
- * 校内研修を実施する際には、シミュレーションの方法を取り入れ、実際に教職員で動きを確認する。
- * 緊急連絡先や既往歴などの把握と共通認識をもっておく。
- * 医療機関の連絡先一覧を職員室に掲示しておく。

〈参考〉文部科学省「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」より

5 火災発生時の対応

☆予防的取組 集会等での講話・避難訓練および日頃からの全職員による諸注意



対応態勢・対応措置

指揮本部

[校長、副校長、（職員室）]

- * 管理職が不在の場合は主幹教諭が指揮をとる
- * 出火場所および被害状況の確認⇒消防への通報
- * 人員配置指示、活動指揮、生徒・保護者等への対応指示、非常搬出指示等

情報・連絡

[副校長、生活指導主任、学年主任]

- * 避難放送
- * 非常口開錠・防火扉操作・避難器具操作
- * 人員確認（搜索指示⇒搜索係）、情報の収集・整理・伝達、⇒指揮の補佐

初期消火

二次被害防止に留意

- * 初期消火…消火器・消火栓⇒消防隊到着後はその指示に従う
- * 消火栓水压確認・調整⇒ポンプ室（音楽室側・南東階段下）

救護

[養護教諭 +]

二次被害防止に留意⇒救急隊到着後はその指示に従う。

- * 現場へ急行（救急キット・担架等携行）・負傷者の救護・搬送

搜索

二次被害防止に留意⇒消防隊到着後はその指示に従う

- * 現場へ急行（懐中電灯・バール・ロープ等携行）
- * 逃げ遅れ者（人員確認完了前）や行方不明者（人員確認完了後）の搜索・救助

生徒保護（避難・誘導・人員確認）

- * 現場、教室、階段、避難場所等へ急行（拡声器、出席簿）
- * 生徒保護、誘導、整列、点呼、管理（校舎への戻りや無断下校等に注意）
- * 人員確認⇒直ちに本部（副校長）へ連絡

保護者対応（必要に応じて家庭へ連絡）

- * 保護者からの問い合わせ対応、来校した保護者の案内・整理

誘導

- * 消防車・救急車等誘導、消防隊・救急隊等誘導、事故防止…正門で待機

火災発生時の 緊急放送

緊急 放送、緊急 放送、話を やめて 集中 下さい。
火災 発生、火災 発生、出火 場所は (階 室)
() 階段は 使えません。
先生の 指示に 従って 落ち着いて 行動 下さい。

◆ゆっくり、はっきり 2回 繰り返す。
⇒避難開始の放送をする。

先生の 指示に 従って 落ち着いて 避難 下さい。

階 段 の 呼び方

東階段…音楽室側 東階段

中央階段…ラウンジ前側 中央階段

西階段…理科室側 西階段

非常階段…第二音楽室側 理科室側 非常階段

避難の手順

- 1 出火場所を確認
- 2 避難経路を確認
- 3 廊下に整列
- 4 人員確認（出席簿）
- 5 避難開始
- 6 避難場所で整列（出席番号順）
- 7 人員点呼⇒報告
（担任⇒学年主任⇒副校長）

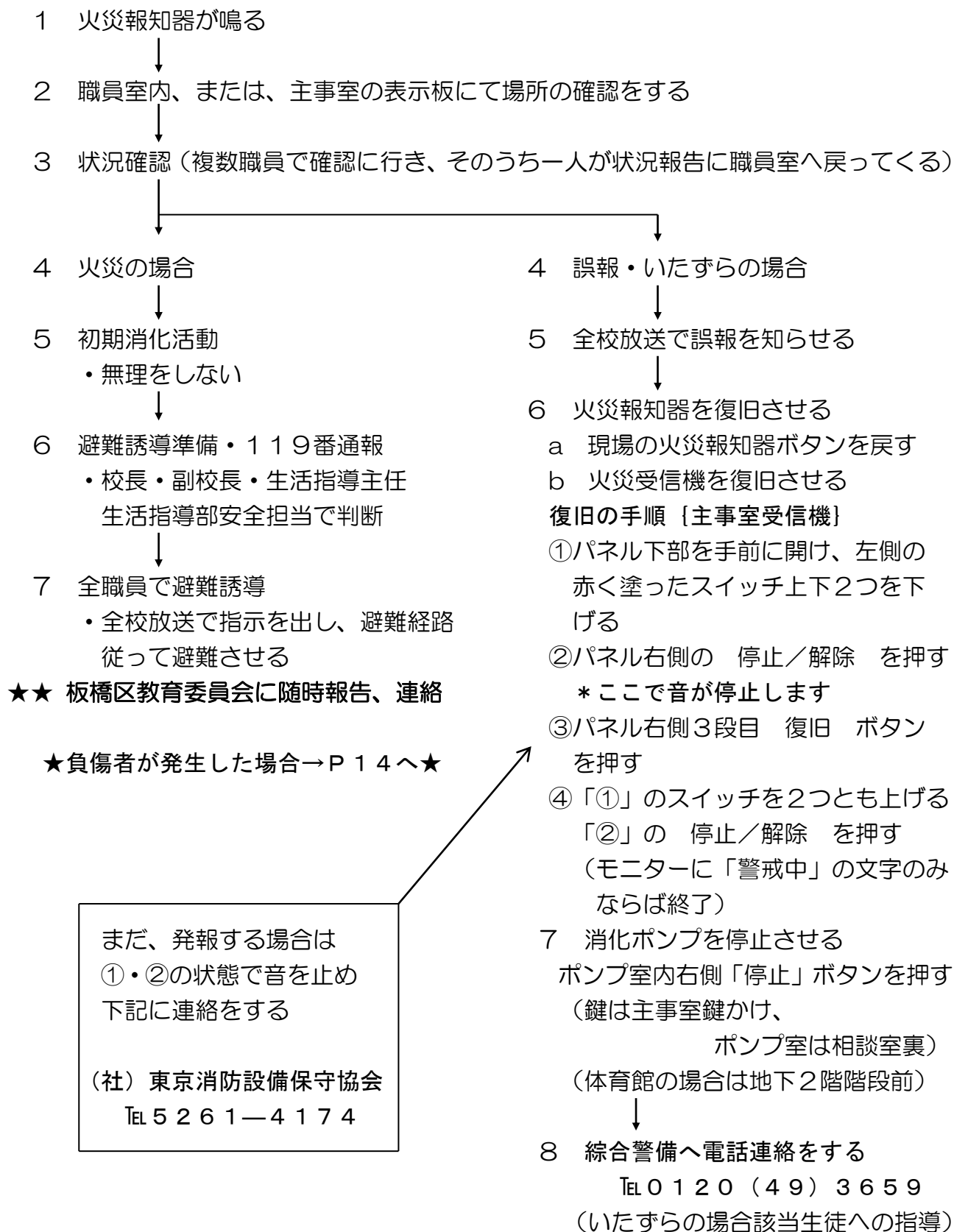
避難経路

- 1 出火場所を確認し、適切な経路を選択する。
* 出火場所の階が異なる場合は十分確認する。
* 出火場所から遠ざかる方向に避難する。
* 出火場所に近接した階段の使用は避ける。
* 階段では上の階からの避難者を優先する。
- 2 適切な経路をすばやく選択できるように、日頃から教室や階段等の位置関係を把握しておく。

避難時の注意

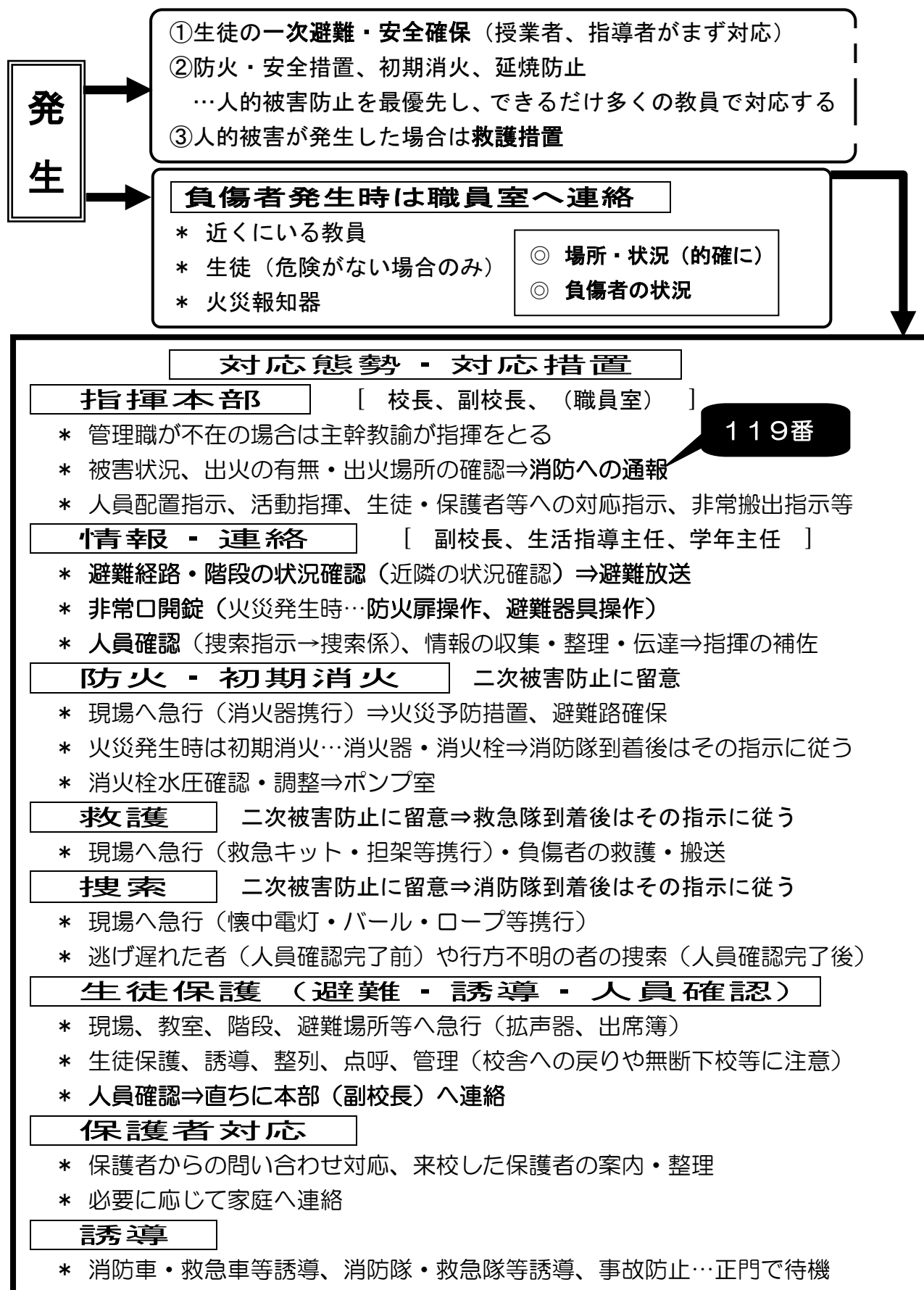
- ① 指示は「短く」「分かりやすく」「はっきりと」おこない混乱を防止する。
- ② 拡声器・ホイッスル・懐中電灯等を活用して確実に誘導する。
- ③ 特に階段では、整然と順序良く避難できるよう確実に指示誘導を行う。
- ④ 避難の際の優先順位は3階→2階→1階を原則とする。
- ⑤ 「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」を徹底させる。
- ⑥ 煙が出ている場合は、姿勢を低くし、ハンカチ等を口にあてて、煙を吸わないようにして避難する。
- ⑦ 校舎を出た後は早足で集合場所に向かう。
- ⑧ 集合場所に到着したらすばやく整列させ座らせる。
- ⑨ 避難終了後は直ちに人員を確認し、報告する。
- ⑩ 校舎内へ戻ったり無断で下校したりすることのないように注意する
* 保護者が迎えに来た場合は、原則として、下校の指示があるまで待たせる。
* 特別な事情がある場合には、本部で確認し確実に記録した後、引き渡す。

【実際に非常ベルが鳴ったときの対応例】



6 大地震発生時の対応（震度5弱以上）

☆予防的取組 集会等での講話・避難訓練および日頃からの全職員による諸注意



緊急地震速報・地震発生時の 緊急放送

地震 発生、すぐに 机の 下にもぐりなさい。
机の 脚の 上の方を しっかり 握りなさい。
机が 無い 所では ガラス窓から できるだけ 離れ、
カバンや 手で 頭を 隠しなさい。

◆大きな揺れが収まるまで、落ち着いて繰り返し放送をする。《一次避難》

⇒ 揺れが収まったら校庭への避難開始の放送をする。《二次避難》

〔（ ）から出火。（ ）階段は 使えません。〕
先生の 指示に 従って 落ち着いて 避難 しなさい。

階 段
の
呼 び 方

東階段…音楽室側 東階段

中央階段…ラウンジ前側 中央階段

西階段…理科室側 西階段

非常階段…第二音楽室側 理科室側 非常階段

避難の手順

- 1 出火場所・損壊場所を確認
- 2 避難経路を確認
- 3 人員確認（出席簿）
- 4 廊下に整列⇒避難開始
- 5 避難場所で整列（出席番号順）
- 6 人員点呼⇒報告
（担任→学年主任→副校長）
- 7 状況によっては二次避難

避難経路

- 1 出火場所・損壊場所・倒壊や崩落の恐れのある
個所等を確認し、安全な経路を選択する。
* 出火場所の階が異なる場合は十分確認する。
* 出火場所から遠ざかる方向に避難する。
* 出火場所に近接した階段の使用は避ける。
* 階段では上の階からの避難者を優先する。
- 2 適切な経路をすばやく選択できるように、日頃
から教室や階段等の位置関係を把握しておく。

避難時の注意

- ① 指示は「短く」「分かりやすく」「はっきりと」おこない混乱を防止する。
- ② 拡声器・ホイッスル・懐中電灯等を活用して確実に誘導する。
- ③ 特に階段では、整然と順序良く避難できるよう確実に指示誘導を行う。
- ④ 避難の際の優先順位は3階→2階→1階を原則とする。
- ⑤ 「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」を徹底させる。
- ⑥ ガラス片等による受傷防止に十分留意する。火災が発生し煙が出ている場合は、姿勢を低くし、ハンカチ等を口にあてて、煙を吸わないようにして避難する。
- ⑦ 校舎を出た後は早足で集合場所に向かう。
- ⑧ 集合場所に到着したらすばやく整列させ座らせる。
- ⑨ 避難終了後は直ちに人員を確認し、報告する。
- ⑩ 校舎内へ戻ったり無断で下校したりすることのないように注意する
* 保護者が迎えに来た場合は、原則として、下校の指示があるまで待たせる。
* 特別な事情がある場合には、本部で確認し確実に記録した後、引き渡す。

二次避難（校庭への避難）終了後の動き

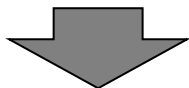
1 状況確認

校内の状況確認

- ① 校舎損壊の程度・崩落の可能性
- ② 火災の状況、出火・延焼の可能性
- ③ 電気・ガス・水道・下水・トイレの状況
- ④ 災害備蓄用品の状況・避難生活の可否

近隣の状況確認…自転車等の活用

- ① 家屋等の損壊の程度・崩落の可能性
- ② 道路（避難路）の状況・今後の見通し
- ③ 火災の状況、出火・延焼の可能性
- ④ 周辺の一時的避難所の状況



教育委員会への報告

2 本部で検討

① 学校が安全と判断された場合

- ⇒学校で待機／校内の安全点検・整備（生活空間の確保）
- ⇒学区区域およびその周辺地域の安全が確認された時点で状況に応じて集団下校、もしくは保護者の引き取りを行う。
- ⇒自宅に被害があり保護者とも連絡が取れない生徒は学校に戻って待機する。
- * 保護者が生徒を引き取りに来た場合
→確認・記録のうえ引き渡す。（状況によっては保護者も学校で待機）

② 学校においては危険と判断された場合

- ⇒三次避難／前ページ「避難時の注意」に準じて広域避難場所へ移動する。
- 広域避難場所…光が丘公園（状況に応じ、より安全な避難場所に避難する）
- ⇒避難終了後も、生徒は、保護者に引き渡すまでは学校が掌握し管理する。
- * 保護者が生徒を引き取りに来た場合
→確認・記録のうえ引き渡す。（状況によっては保護者も一緒に避難）
- * 避難の際は、避難先および連絡先（携帯電話等）を正門・北門前に掲示しておく。

校外学習時の対応方法

- * 事前指導で非常時の対応法と集合場所を生徒に指示しておく

指揮本部 [校長、副校長、学年主任]

- * 管理職が不在の場合は主幹教諭が指揮をとる
人員配置指示、活動指揮、生徒・保護者等への対応指示

情報・連絡 [学年主任、副主任]

- * 人員確認（搜索指示→搜索係）、情報の収集・整理・伝達
- * 板橋区教育委員会、学校に随時報告、連絡
- * 二次避難が必要な場合は地元教育委員会、警察、消防の関係諸機関の指示を仰ぐ

7 地震警戒宣言発令判定会招集時の対応

生徒在校中の対応

判定会招集情報
(区教委より)

* この情報については、報道機関による報道が開始されるまでは
(召集30分後に報道解禁)、取り扱いに注意すること

警戒宣言対策本部設置(準備作業開始)⇒警戒宣言発令と同時に活動開始

対応態勢・対応措置

指揮本部

[校長、副校長、(職員室)]

- * 管理職が不在の場合は主幹教諭が指揮をとる
- * 人員配置指示、活動指揮、生徒・保護者等への対応指示、非常搬出指示等

情報・連絡

[副校長、生活指導主任、学年主任]

- * 情報収集、近隣の状況確認⇒緊急放送(授業打ち切り→学活)
- * 情報の収集・整理・伝達⇒指揮の補佐

防火(初期消火)

- * 校内の火災予防措置…電気、ガス、可燃物、危険物等の安全措置
- * 消火器・消火栓・防火扉の位置・操作法確認、消火栓水圧確認・調整⇒ポンプ室

救護

- * 救護用品等の点検・整備

生徒保護(避難・誘導・人員確認)

- * 生徒誘導、整列、点呼、管理(拡声器、出席簿)
- * 人員確認⇒直ちに本部(副校長)へ連絡
- * 集団下校指導(校舎への戻りや無断下校等に注意)

保護者対応

- * 家庭へ連絡
- * 保護者からの問い合わせ対応、来校した保護者の案内・整理、生徒引渡し(記録)

非常持ち出し

- * 非常持ち出し物品の確認および梱包、持ち出しの準備・手配

生徒の動き

- ① 判定会招集の時点で緊急放送
- ② 下校準備
- ③ 学活
- ④ 校庭(体育館)に集合整列
- ⑤ 点呼
- ⑥ 集団下校地域班に集合整列
- ⑦ 点呼:不在者は担任等確認

- * 保護者が迎えに来た場合は、原則として、下校の指示があるまで待たせる。
- * 特別な事情がある場合には、本部で確認し確実に記録した後引き渡し、担任や地域班担当者にも確実に伝える。
- * 保護者が不在の生徒については、原則として、保護者と連絡が取れるまで、学校に残留させる。
- * 残留生徒名簿を作成し、確実に掌握する。

登校途中の場合⇒一度登校して指示に従う。下校途中の場合⇒まっすぐに帰宅する。

8 風水害発生時の対応

★**予防的取組** 集会等での講話・避難訓練および日頃からの全職員による諸注意

台風時

①生徒在宅時

→板橋区緊急情報メール・学校ホームページ等の活用により、適切な指示をする。

例：自宅待機・3時間目より登校等

②生徒在校時

→警報発生時は校舎内に待機させ、警報解除後に安全が確認でき次第、下校。警報解除後も安全が確認できない場合は保護者に引き渡す。

洪水時

①生徒在宅時

→台風時に準ずる。

②生徒在校時

→高島平地区は荒川が氾濫すると浸水の恐れがあるため、学校内に待機する。高島平地区に在住の生徒は保護者と連絡をとり、引き渡す。引き渡せない場合は、学校内待機。

③その他

→本校は避難所に指定されているため、板橋区危機管理課と連携しながら、避難所開設の準備・運営に当たる。また、生徒も地域の一員として、危険がない限り、避難所開設の支援を行う。

教育委員会への近況報告を随時行う

【生徒引き渡し・緊急時連絡カード】

生徒氏名		性別		学年 学級	年 組
住所					
保護者名		関係		電話	
緊急連絡 先					
避難場所					
引き取り 者		本人との関係			
引き渡 し日時	月	日	時	分	教職 員名

【地域班編制】（詳しくは年度ごとのプリントを参照）

班	町名 番地	解散場所	班	町名 番地	解散場所
1	赤塚 1-1~20	セブンイレブン	14	赤塚 8丁目	松月院
2	赤塚 1-21~	セブンイレブン	15	赤塚新町 1丁目・2丁目	下赤塚駅
3	赤塚 2-1~20	ローソン	16	赤塚新町 3-1~16	赤塚新町公園
4	赤塚 2-22~29	ローソン	17	赤塚新町 3-17~32-9	赤塚新町公園
5	赤塚 2-30~	赤塚2丁目 児童遊園地	18	赤塚新町 3-32-10~	赤塚新町公園
6	赤塚 3丁目	赤塚 体育館	19	四葉 1丁目	四葉 ゴルフ
7	赤塚 5-1~16	のぐちや	20	四葉 2丁目	四葉 ゴルフ
8	赤塚 5-17~	のぐちや	21	徳丸 1~5丁目	四葉 ゴルフ
9	赤塚 6-1~10	小西商店	22	徳丸 6丁目	ドラッグ いわい
10	赤塚 6-11~31	赤塚庁舎	23	徳丸 7~8丁目	ドラッグ いわい
11	赤塚 6-32~	赤塚庁舎	24	大門 ・ 赤塚4丁目	赤塚三中
12	赤塚 7-1~17	増福寺	25	そ の 他	赤塚三中
13	赤塚 7-18~	赤塚三中			

- * 人員点呼を確実にし、全ての生徒を確認したうえで、下校を開始する。
- * 保護者に引き渡した生徒・残留する生徒については確実に記録しておく。
- * 帰宅後、保護者などと全く連絡が取れない生徒は学校に連絡するように指示する。
- * 各班2列で整然と下校させ、道に広がったり遅れたりさせない。
- * 最短距離で帰宅するために途中で列を離れることはかまわないが、逆流はさせない。

【関係機関一覧】

区教委指導室指導主事		板橋区板橋2-66-1	03-3579-2643
警察	高島平 警察署	板橋区高島平3-12-32	03-3930-0110
	板 橋 警察署	板橋区板橋2-60-13	03-3964-0110
	志 村 警察署	板橋区小豆沢1-11-6	03-3966-0110
	光が丘 警察署	練馬区光が丘2-9-8	03-5998-0110
	練 馬 警察署	練馬区豊玉北5-2-7	03-3994-0110
	池 袋 警察署	豊島区西池袋1-7-5	03-3986-0110
	朝 霞 警察署	朝霞市幸町2-6-9	048-456-0110
	川 口 警察署	川口市西青木3-24	048-286-0110
	浦 和 警察署	さいたま市浦和区常磐4-11-21	048-825-0110
	新 座 警察署	新座市野火止7-1-38	048-482-0110
消防	志 村 消防署	板橋区相生町17-1	03-3965-0119
	赤 塚 出張所	板橋区赤塚3-1-10	03-3930-0119
小林病院 (内・外・脳・整) 救急指定		板橋区成増3-10-8	03-3930-7077
安田病院 (内・外・脳・整・皮) 救急指定		板橋区成増1-13-9	03-3939-0101
日大光が丘病院 (内・外・脳・整・皮・眼・耳)		練馬区光が丘2-11-1	03-3979-3611
日大板橋病院 (総合)		板橋区大谷口上30-1	03-3979-3611
帝京病院 (総合)		板橋区加賀2-11-1	03-3964-1211
都立豊島病院 (総合・眼科)		板橋区栄町33-1	03-3961-3281
医師会病院 (総合)		板橋区高島平3-12-6	03-3975-8151
田辺整形外科		板橋区成増3-4-16	03-5998-0061
北村整形外科		板橋区赤塚新町3-3-4	03-3939-3020
(校医) 北原クリニック (内)		板橋区赤塚7-4-17	03-3939-0383
(校医) 山口歯科医院 (歯)		板橋区赤塚1-35-4	03-3930-0383
(校医) 成増高橋眼科 (眼)		板橋区成増1-13-6	03-3979-6726
(校医) 板橋耳鼻科成増医院 (耳)		板橋区成増2-10-22	03-3938-8733
消防庁救急情報センター		24時間係員対応	03-3212-2323
東京都医療情報センター		24時間係員対応	03-5272-0303
中毒110番 (つくば)			0990-52-9899
東都無線タクシー			03-3987-1455
共同無線タクシー			03-3916-8111
北児童相談所		北区王子6-1-12	03-3913-8111
東京家庭裁判所		千代田区霞が関1-1-2	03-3502-8311

不審者侵入の状況・対応についての記録

日時	不審者の状況	生徒の状況	学校の対応	関係諸機関 の対応	備考

負傷者の状況についての記録

発見時刻	クラス	氏 名	保護者名 電話番号	症状	応急手当	搬出時刻	搬出先 病院等	付添者	備考
：	—					：			
：	—					：			
：	—					：			
：	—					：			